

職首発 1005 第 1 号
能能発 1005 第 1 号
平成 21 年 10 月 5 日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省
職業安定局首席職業指導官
職業能力開発局能力開発課長

配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について

公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、これまでも、配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）である求職者が来所した場合には、個々の求職者の状態に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施してきたところであるが、子どものいるDV被害者の就労支援を強化するため、当該求職者が、DV被害者であり母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号の「配偶者から遺棄されている女子」に該当するとした市町村（特別区を含む。以下同じ。）の証明書（以下「DV被害者証明書」という。）を持参した場合は、離婚が成立していない場合であっても、安定所長による公共職業訓練の受講あっせん、特定求職者雇用開発助成金又は母子家庭の母等に係る試行雇用奨励金の支給対象要件の一つである「母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子」に該当するとみなし、これらを活用した就職支援を実施しているところである（平成19年9月6日付け首席職業指導官室中央職業指導官、雇用開発課長補佐及び就労支援室長補佐事務連絡「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者に係る留意事項について」）。

しかしながら、平成21年5月に総務省が公表した「配偶者からの暴力の防止等に係る政策評価書」（以下「政策評価書」という。）において、DV被害者である求職者の就業の促進のための各種措置を講ずるよう勧告を受けたところである。

この勧告を踏まえ、今後、下記のとおり、DV被害者である求職者の就労支援の強化に取り組むこととするので、業務に遺漏なきようお願いする。

記

1 勧告の内容

政策評価書においては、総務省による調査に基づき、安定所における就職支援等について、以下のとおり勧告がなされている（政策評価書第4の2（3）ア、概要は別添1参照）。

- ① 公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。
- ② 離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示すること。
- ③ 当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関（地方支分部局）については、引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。

2 勧告を踏まえた就労支援の強化等

(1) 支援措置の地方自治体への周知及び連携強化

労働局及び安定所は、管内の地方自治体との会議等の場において、DV被害者である求職者に対する支援措置について、別添2のリーフレットを適宜活用し、周知を行うこと。

特に、安定所においては、管内の市町村の担当部局を把握し、必要な連携が図られるように努めること。

また、都道府県又は市町村の配偶者暴力相談支援センター等（別添3参照）が関係機関の連絡協議会を開催する際には、労働局及び安定所は、積極的に参加し、安定所における支援措置の周知に努めること。

なお、内閣府及び本省雇用均等・児童家庭局からも都道府県等に対し、別添4及び5のとおり、安定所が行う支援措置について周知するとともに、安定所との連携強化を依頼している。

(2) 緊急人材育成支援事業の活用

DV被害者である求職者の安定した就職の実現のため、職業訓練を通じた職業能力の向上が必要と判断される場合であって、公共職業訓練に受講可能な適切なコースが設定されていない場合は、緊急人材育成支援事業により実施される職業訓練（以下「基金訓練」という。）の積極的な活用を行うこと。

なお、訓練・生活支援給付の対象者要件は、平成21年7月10日付け職発0710第16号、能発0710第13号「「緊急人材育成支援事業業務取扱要領（職業安定機関関係）」の策定について」（以下「業務取扱要領」という。）により示しているところであるが、求職者がDV被害者証明書を持参した場合は、離婚が成立していない場合であっても、離婚が成立しているとみなすこと。

具体的には、主たる生計者の要件及び年収の要件（業務取扱要領第2の2（2）④及び⑤）については、支給申請時の実態の世帯構成により、判断すること。

また、本人の年収については、母子世帯同様、業務取扱要領別添2「訓練・生活支援給付支給要領」（以下「支給要領」という。）5（5）⑤に準

じ、支給要領の別表に定める特別控除額を控除すること。

(3) 支援実績の把握

本人からの申し出又はDV被害者証明書によりDV被害者である求職者であることが判明した場合及び職員等が連絡協議会へ参加した場合は、別添6（半期報）の様式により、就職支援の状況等を把握すること。

なお、別添6は、安定所単位で作成し、9月末までの分については、10月15日までに、3月末までの分については、4月15日までに労働局経由で、当室職業紹介係あてメールにて報告すること。

労働局については、労働局職員が連絡協議会に参加した場合は、別添6を作成すること。

また、支援実績がない安定所及び管内の安定所すべてで支援実績がなかった労働局についてはその旨報告すること。

3 その他

DV被害者に対しては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）に基づき、配偶者からの暴力の防止、被害者の自立支援等のための各種の措置が実施されているところである。

本法律の概要及びDV被害者に対する各種支援措置等については、以下を参照すること。

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/book/images/pdf/stoptheboryoku21.pdf>

配偶者からの暴力の防止等に関する

政策評価書（平成 21 年 5 月総務省）

（ハローワーク関係部分抜粋）

第 3 政策効果の把握の結果等

4 被害者の自立支援の実施状況

(1) 就業の促進

(把握した結果)

① 当省のアンケート調査結果等

(被害者に対するアンケート)

また、就業支援を受けなかった者にその理由をたずねたところ、20%の者が「受けられる支援があることを知らなかった」としており、そのほか「申し込んだが実現しなかった」と「支援の内容に期待が持てなかった、申し込んでも無駄だと思った」がそれぞれ 4%となっている。

② 母子家庭の母等に対する支援対象の拡大措置の適用状況

ii 公共職業安定所と市町村との連携状況

調査した 27 公共職業安定所における市町村証明書の発行を担当する部局（以下「市町村担当部局」という。）の把握状況をみると、図表 3-(4)-③のとおり、管内市町村のすべてを把握しているのは 19 公共職業安定所（70%）であり、8 公共職業安定所（30%）では管内の市町村の全部又は一部について正しく把握していない。

図表 3-(4)-③ 公共職業安定所における市町村担当部局の把握状況

(単位：公共職業安定所、%)

区分		公共職業安定所数
管内市町村のすべてを正しく把握		19(70.4)
管内市町村の全部又は一部を正しく把握していない		8(29.6)
	一部未把握	4(14.8)
	全部未把握	4(14.8)
計		27(100)

また、公共職業安定所と市町村担当部局との連絡、打合せ等

の実施状況について、当該措置が開始されて1年が経過した平成20年9月現在でみると、図表3-(4)-④のとおり、管内市町村のすべてと連絡、連絡、打合せ等を行っているのは、6公共職業安定所(22%)で、21公共職業安定所(78%)では管内の市町村の全部又は一部と連絡会、打合せ等を行っていない。

図表3-(4)-④ 公共職業安定所と市町村担当部局との連絡、打合せ等の実施状況(平成20年9月現在)

(単位:公共職業安定所、%)

区分	公共職業安定所数
管内市町村の全部と連絡、打合せ等を実施	6(22.2)
管内市町村の全部又は一部と連絡、打合せ等を実施していない	21(77.8)
一部未実施	4(7.4)
全部未実施	17(63.0)
計	27(100)

第4 評価の結果及び勧告

2 勧告

(3) 被害者の自立支援の充実

ア 就業の促進

公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。

また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示すること。

(厚生労働省)

(4) 関係機関の連携の推進

支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の構成については、都道府県の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなるよう都道府県に対し助言すること。

(内閣府)

当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関(地方支分部局)については、引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。

(厚生労働省)

DV被害者に対するハローワークの就労支援（概要）

公共職業安定所（ハローワーク）では、求職者の方に対し求人情報を提供し、無料の職業紹介を行う他、就職活動についての相談（就職活動の進め方など）、各種就職支援セミナーなどを行っています。

DV被害者であって、20歳未満の子供を扶養するなどの要件を満たす方については、上記の他、母子家庭の母等に適用されている、以下のような支援措置の対象になることがあります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

1 公共職業訓練の受講あっせん

公共職業訓練は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が実施する、就職に必要な能力を身につけるための無料（テキスト代等は自己負担）の職業訓練で、様々な訓練コースが用意されています。

受講にあたっては、事前にハローワークで相談の上、ハローワークの所長による受講あっせんを受ける必要があります。

2 就職促進のための各種助成金の支給

① 特定求職者雇用開発助成金

就職が困難な方の就職促進を目的とした制度で、就職が困難な方をハローワーク等の職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、国が賃金相当額の一部を助成します。

（助成額（母子家庭の母等を雇用した場合））

大企業 50万円 中小企業 90万円

② 母子家庭の母等に係る試行雇用奨励金

一定期間の試行雇用により、適性や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進することで、早期就職の実現を目的とする制度で、試行雇用を行った事業主に奨励金を支給します。

（助成額）

月額4万円（最長3ヶ月）

※1及び2の支援措置の対象となるためには、配偶者との離婚が成立していない場合は、市町村（特別区を含む。）による証明書が必要になります。

また、上記に加え、平成21年7月から、緊急人材育成支援事業による無料の職業訓練（テキスト代等は自己負担）が創設されました。職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等を習得するための訓練や、地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための訓練等、様々な訓練コースが用意されていますので、積極的にご活用ください。

【お問い合わせ先】

ハローワーク〇〇 〇〇部門

所在地：

連絡先：

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧

(平成21年8月3日現在報告状況)

計186施設

※電話番号については、相談専用の電話がある場合には相談電話番号を、ない場合は代表番号を載せています。施設によって相談受付時間等が異なっておりますので、各施設にお問い合わせください。

都道府県名	施設の名称	相談電話
北海道	北海道立女性相談援助センター	011-666-9955
	北海道環境生活部生活局	011-221-6780
	北海道石狩支庁	011-232-4760
	北海道渡島支庁	0138-47-5789
	北海道檜山支庁	0139-52-5785
	北海道後志支庁	0136-22-5838
	北海道空知支庁	0126-25-5648
	北海道上川支庁	0166-46-5081
	北海道留萌支庁	0164-43-0011
	北海道宗谷支庁	0162-33-3399
	北海道網走支庁	0152-45-0500
	北海道胆振支庁	0143-22-5286
	北海道日高支庁	0146-22-2921
	北海道十勝支庁	0155-26-9029
	北海道釧路支庁	0154-41-1110
	北海道根室支庁	0153-24-5756
札幌市	札幌市市民まちづくり局市民生活部男女共同参画室	011-211-3333(DV相談専用電話)
	札幌市配偶者暴力相談センター	011-728-1234
青森県	青森県女性相談所	017-781-2000 DVホットライン 0120-87-3081
	青森県男女共同参画センター	017-732-1022
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室	017-734-9951
	青森県中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0172-33-3211
	青森県三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0178-27-4435
	青森県西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	0173-35-2156
	青森県上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	0176-62-2145
	青森県下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	0175-22-2296
岩手県	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9610 休日夜間 019-652-4152
	盛岡地方振興局保健福祉環境部	019-629-6568
	県南広域振興局保健福祉環境部	0197-22-2831
	県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部	0198-22-4921
	県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部	0197-65-2732
	県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部	0191-26-1415
	大船渡地方振興局保健福祉環境部	0192-27-9913
	釜石地方振興局保健福祉環境部	0193-25-2702
	宮古地方振興局保健福祉環境部	0193-64-2213

都道府県名	施設の名称	相談電話
	久慈地方振興局保健福祉環境部	0194-53-4982
	二戸地方振興局保健福祉環境部	0195-23-9202
	男女共同参画センター	019-606-1762
盛岡市	もりおか女性センター	019-604-3304
宮城県	宮城県女性相談センター	022-256-0965
秋田県	秋田県女性相談所	018-835-9052
	秋田県北福祉事務所	0186-52-3951 0186-62-1165(鷹巣阿仁)
	秋田県山本福祉事務所	0185-55-8020
	秋田県中央福祉事務所	018-855-5171 0184-22-4120(由利)
	秋田県南福祉事務所	0182-32-3294 0187-63-5355(仙北)
	秋田県中央男女共同参画センター	018-836-7846
山形県	山形県婦人相談所	023-642-2340
	山形県村山総合支庁	0237-86-8212
	山形県最上総合支庁	0233-29-1274
	山形県置賜総合支庁	0238-26-6030
	山形県庄内総合支庁	0235-66-4759
福島県	福島県女性のための相談支援センター	024-522-1010
	福島県男女共生センター	0243-23-8320
	福島県県北保健福祉事務所	024-534-4118
	福島県県中保健福祉事務所	0248-75-7809
	福島県県南保健福祉事務所	0248-22-5647
	福島県会津保健福祉事務所	0242-29-5278
	福島県南会津保健福祉事務所	0241-63-0305
	福島県相双保健福祉事務所	0244-26-1134
茨城県	茨城県婦人相談所	029-221-4166
古河市	古河市総和福祉センター「健康の駅」	0280-92-7209
栃木県	栃木県婦人相談所	028-622-8644
	パルティとちぎ男女共同参画センター	028-665-7714
宇都宮市	宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	028-635-7751
群馬県	群馬県女性相談センター	027-224-4480
	群馬県女性相談所	027-224-4480
埼玉県	埼玉県婦人相談センター	048-863-6060
吉川市	吉川市配偶者暴力相談支援センター	048-982-5968
千葉県	千葉県女性サポートセンター	043-302-1015 043-245-1719
	習志野健康福祉センター	047-475-5966
	市川健康福祉センター	047-377-1199
	松戸健康福祉センター	047-361-6651
	野田健康福祉センター	04-7124-6677
	印旛健康福祉センター	043-483-0711

都道府県名	施設の名称	相談電話
	香取健康福祉センター	0478-52-9310
	海匠健康福祉センター	0479-22-3101
	山武健康福祉センター	0475-54-2388
	長生健康福祉センター	0475-22-5565
	夷隅健康福祉センター	0470-73-0801
	安房健康福祉センター	0470-22-6377
	君津健康福祉センター	0438-22-3411
	市原健康福祉センター	0436-21-3511
	ちば県民共生センター	04-7140-8605
	ちば県民共生センター 東葛飾センター	04-7140-8605
野田市	野田市役所保健福祉部男女共同参画課	04-7125-9119
東京都	東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
	東京都女性相談センター	03-5261-3110
港区	家庭相談センター	03-3578-2437
神奈川県	神奈川県立女性相談所	045-313-0745 自立サポート相談 045-313-0807 多言語相談(7ヶ国語) 050-1501-2803 男性被害者相談(予約制) 045-313-0745
	神奈川県立かながわ女性センター	0466-27-9799
新潟県	新潟県女性福祉相談所	025-381-1111 子ども女性電話相談 025-382-4152 DV・児童虐待相談フリーダイヤル 0120-26-2928
富山県	富山県女性相談センター	076-465-6722
石川県	石川県女性相談支援センター	076-221-8740(DVホットライン) 076-223-8655
福井県	福井県生活学習館	0776-41-7111～7112
	福井県総合福祉相談所	0776-24-6261
	福井健康福祉センター	0776-36-2857
	坂井健康福祉センター	0776-73-0622
	奥越健康福祉センター	0779-66-2076
	丹南健康福祉センター	0778-51-0034 0778-22-4135(武生福祉保健部)
	二州健康福祉センター	0770-22-3747
	若狭健康福祉センター	0770-52-1300
山梨県	山梨県女性相談所	055-254-8635
	山梨県立男女共同参画推進センター「びゅあ総合」	055-237-7830
長野県	長野県女性相談センター	026-235-5710
	長野県男女共同参画センター	0266-22-8822
岐阜県	岐阜県女性相談センター	058-274-7377
	岐阜振興局	058-264-1111(内244)
	西濃振興局	0584-73-1111(内237)
	西濃振興局揖斐事務所	0585-23-1111(内243)
	中濃振興局	0574-25-3111(内247)
	東濃振興局	0572-23-1111(内272)

都道府県名	施設の名称	相談電話
	飛騨振興局	0577-33-1111 (内273)
静岡県	静岡県女性相談センター	054-286-9217
愛知県	愛知県女性相談センター	052-913-3300
名古屋市	名古屋市配偶者暴力相談支援センター	052-853-2705
三重県	三重県女性相談所	059-231-5600
滋賀県	滋賀県立男女共同参画センター	0748-37-8739
	滋賀県中央子ども家庭相談センター	077-564-7867
	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
京都府	京都府婦人相談所	075-441-7590
大阪府	大阪府女性相談センター	06-6725-8511
	大阪府立女性総合センター	06-6949-6022 06-6946-7890(DV専用電話)
	大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277
	大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012
	大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049
	大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077
	大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065
	大阪府岸和田子ども家庭センター	072-441-7794
兵庫県	兵庫県立女性家庭センター	078-732-7700
神戸市	神戸市配偶者暴力相談支援センター	078-382-0037
奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター	0742-22-4083
和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	073-445-0793
鳥取県	鳥取県婦人相談所	0857-27-8630
	鳥取県西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9304
	鳥取県中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3147
島根県	島根県女性相談センター	0852-25-8071(日～土 8:30～17:00) 0854-84-5661(月～金 8:30～17:00)
岡山県	岡山県女性相談所	086-235-6060
	岡山県男女共同参画推進センター	086-235-3310
岡山市	岡山市男女共同参画相談支援センター	086-803-3366(相談ほっとライン)
倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	086-435-5670
広島県	広島県西部こども家庭センター	082-254-0391(月～金 10時～17時) 082-254-0399(月～金 17時～20時、土・日・祝日 10時～17時) いずれも年末・年始(12月29日～翌年の1月3日)を除く
	広島県東部こども家庭センター	084-951-2372
	広島県北部こども家庭センター	0824-63-5181(内線2313)
山口県	山口県男女共同参画相談センター	083-901-1122 DVホットライン 0120-238122(緊急用)
宇部市	宇部市配偶者暴力相談支援センター	0836-33-4649
徳島県	徳島県こども女性相談センター	088-652-5503 088-623-8110
香川県	香川県子ども女性相談センター	087-835-3211
愛媛県	愛媛県婦人相談所	089-927-3490
	愛媛県女性総合センター	089-926-1644

都道府県名	施設の名称	相談電話
高知県	高知県女性相談支援センター	088-833-0783
福岡県	福岡県女性相談所	092-711-9874
	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	092-584-0052
	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	092-939-0511
	福岡県宗像保健福祉環境事務所	0940-37-2880
	福岡県朝倉保健福祉環境事務所	0946-24-5780
	福岡県糸島保健福祉環境事務所	092-323-0061
	福岡県遠賀保健福祉環境事務所	093-201-2820
	福岡県鞍手保健福祉環境事務所	0949-22-4070
	福岡県嘉穂保健福祉環境事務所	0948-29-0071
	福岡県田川保健福祉環境事務所	0947-42-4850
	福岡県久留米保健福祉環境事務所	0942-34-8111
	福岡県八女保健福祉環境事務所	0943-23-7520
	福岡県山門保健福祉環境事務所	0944-73-3200
	福岡県京築保健福祉環境事務所	0930-23-2460
北九州市	北九州市配偶者暴力相談支援センター	093-591-1126
佐賀県	佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
	佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」	0952-26-0018
長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-846-0565
	佐世保こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5125
熊本県	熊本県女性相談センター	096-381-4454 096-381-7110(DV専用)
大分県	大分県婦人相談所	097-544-3900
	大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」	097-534-8874
宮崎県	宮崎県女性相談所	0985-22-3858
鹿児島県	鹿児島県女性相談センター	099-222-1467
	鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630/6631
	鹿児島県鹿児島地域振興局保健福祉環境部	099-272-6301
	鹿児島県南薩地域振興局保健福祉環境部	0993-53-8001
	鹿児島県北薩地域振興局保健福祉環境部	0996-23-3166
	鹿児島県始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	0995-44-7965
	鹿児島県大隅地域振興局保健福祉環境部	0994-44-0454
	鹿児島県熊毛支庁保健福祉環境部	0997-22-1138
	鹿児島県大島支庁保健福祉環境部	0997-57-7243
沖縄県	沖縄県女性相談所	098-854-1172 098-854-1173(夜間専用)
	沖縄県北部福祉保健所	0980-52-0051
	沖縄県宮古福祉保健所	0980-72-3132
	沖縄県八重山福祉保健所	0980-82-2330

事 務 連 絡

平成21年10月5日

都道府県

男女共同参画担当部（局） 御中

配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部（局） 御中

内閣府男女共同参画局推進課

配偶者からの暴力の被害者に対する就労支援の強化について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、配偶者からの暴力の被害者（以下、「被害者」という。）に対する就労支援の強化について、厚生労働省から、別添のとおり、各都道府県労働局に対し通知が発出されておりますので、御確認願います。

また、管内の市区町村及び配偶者暴力相談支援センター（以下、「支援センター」という。）へ周知していただくとともに、下記について御配意いただくようお願い申し上げます。

記

- 1 公共職業安定所（以下、「安定所」という。）との情報交換を密にし、就労支援に関する支援措置の活用を含め、連携して被害者の就労支援を行うこと。
- 2 被害者の保護のための支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会を開催する場合は、労働局及び安定所に対し、参加の働きかけや情報提供に努め、連携を図ること。

〈別添〉

「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」

平成21年10月5日付け 職首発1005第1号、能能発1005第1号

事 務 連 絡

平成21年10月5日

各都道府県民生主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課

配偶者からの暴力の被害者に対する就労支援の強化について

今般、標記について、別添のとおり平成21年10月5日付で、厚生労働省職業安定局首席職業指導官、職業能力開発局能力開発課長連名通知（職首発1005第1号、能能発1005第1号）が各都道府県労働局に対し発出されたところですので、ご確認願います。特に配偶者からの暴力の被害者（以下「被害者」という。）の保護のための婦人相談所を中心とした関係機関の連絡協議会を開催する場合は、労働局及び公共職業安定所（以下、「安定所」という。）に対し、参加の働きかけや情報提供に努め、連携を図るようご配意願います。

あわせて、下記の事項について、婦人相談所等関係機関、婦人相談員及び管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に周知していただくよう願います。

記

- 1 婦人相談所及び婦人相談員においては、安定所との情報交換を密にし、連携して被害者の就労支援を行うよう願います。また、「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号家庭福祉課長通知）に基づき適切に対応していただくよう願います。
- 2 市町村においては、「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書について」（平成19年9月6日雇児福発0906001号家庭福祉課長通知）に基づき、安定所と連携を図りつつ、適切に対応していただくよう願います。

〈別添〉

「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」

平成21年10月5日付 職首発1005第1号、能能発1005第1号

DV被害者である求職者の支援状況報告(半期報)

(報告対象期間 平成21年〇月～〇日)

労働局名(局番号)	
労働局担当者	
報告対象所	

1 職業紹介状況等

	本人からの申告によりDV被害者であることが判明した者	市町村発行の証明書によりDV被害者であることが判明した者
新規求職申込件数		
職業紹介件数		
就職件数		

2 活用した支援策

	本人からの申告によりDV被害者であることが判明した者	市町村発行の証明書によりDV被害者であることが判明した者
公共職業訓練受講あっせん件数		
基金訓練受講勧奨通知書交付件数		
訓練・生活支援給付受給資格認定申請書受付件数		
特定求職者雇用開発助成金対象者数		
母子家庭の母等トライアル支給決定件数		

※1及び2の件数は、全て報告対象期間中に本人からの申告又は市町村(特別区を含む。)発行の証明書の提出により、DV被害者であることを把握した求職者に係る件数を記載すること。

3 連絡協議会への参加状況

連絡協議会への参加回数	
-------------	--

(参考1)

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号）（抄）

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの

二 配偶者の生死が明らかでない女子

三 配偶者から遺棄されている女子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている女子

六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

3 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

4 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。

6 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）の福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

事務連絡
平成19年9月6日

各都道府県労働局職業安定部
職業安定課長 殿
職業対策課長 殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官室中央職業指導官
雇用開発課長補佐
就労支援室長補佐

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条
第1項第3号に該当する者に係る留意事項について

標記の者については、今般、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長から各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長あてに別添の「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明について」（平成19年9月6日付け雇児福発第0906001号雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）により、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）被害者であって、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号の「配偶者から遺棄されている女子」に該当する者であると市町村が認める場合には、当該市町村が証明書を発行するよう助言が行われたところである。ついては、今後、同通知に基づき、市町村が発行した証明書を持参した求職者については、「配偶者から遺棄されている女子」として、公共職業安定所長による職業訓練の受講あつせん、特定求職者雇用開発助成金又は母子家庭の母等に係る試行雇用奨励金の支給（以下「支援施策」という。）の対象要件の一部である「母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子」に該当することとなるので、その取扱いに十分にご留意いただきたい。

また、DV被害者であって「配偶者から遺棄されている女子」に該当すると推測される求職者が、支援施策を希望する場合には、適宜、当該求職者に対して、その居住する市町村に証明書の発行を依頼するよう、必要かつ適切に誘導されたい。ただし、「配偶者に遺棄されている女子」の判断については、各市町村がそれぞれの解釈に基づき行うこととされており、また、証明書の発行事務については、各市町村の判断により行われることがあるので、その点を十分に留意の上、求職者に誤解を与えないよう、適切に説明を行うようにされたい。

また、特定求職者雇用開発助成金については、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第2項第1号イに規定する職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者」という。）の紹介による雇入れも対象となることから、職業紹介事業者に対する本件に係る内容の周知方お願いする。

なお、公共職業安定所長による職業訓練の受講あっせんについては、「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者に対する職業能力開発支援について」(平成19年9月6日付け職業能力開発局能力開発課長補佐事務連絡)により、各都道府県職業能力開発主管課長及び独立行政法人雇用・能力開発機構業務推進部長あて通知していることを申し添える。

別添



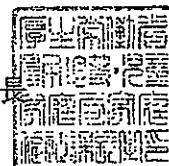
雇児福発第0906001号

平成19年9月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長



配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第6条第1項第3号に該当する旨の証明について

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法上の取扱いについては、「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて」（平成19年3月23日雇児福発第0323001号当職通知）により、明確化したところである。

今般、厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局で所管している下記1の施策に関し、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）被害者であって母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号の「配偶者から遺棄されている女子」に該当する者であると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める者については支援の対象となり得ることの協議が整い、これに伴い、市町村は、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者である旨の証明書を発行することとした。

については、市町村は、DV被害者から証明書発行の申請があった場合には、婦人相談員による相談状況や下記2の資料等を参考にしつつ、遺棄されてから経過した期間、遺棄の態様等の状況をDV被害者から聴取するなどにより、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当するかどうかを判断した上で、別紙様式例を参考に証明書を発行されたい。

また、都道府県においては管内市町村にこのことを周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局が所管している施策

- (1) 公共職業訓練の受講あっせん
- (2) 特定求職者雇用開発助成金
- (3) 母子家庭の母等に係る試行雇用奨励金

2 市町村において、申請した本人がDV被害者であるかどうかを確認するに当たって参考となる資料の例

- ① 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条に基づく保護命令に係る書類の写し
- ② 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成16年12月2日保保発第1206001号・庁保険発第1202001号）等に基づく「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の写し
- ③ 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成16年3月31日国住総第191号）に基づく婦人相談所、婦人保護施設等に入所していた事実についての証明書の写し

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第6条第1項第3号に該当する旨の証明書（様式例）

(フリガナ) 氏名 (※1)		
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	

上記の者について、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当することを証明する。

平成 年 月 日

発行機関の名称

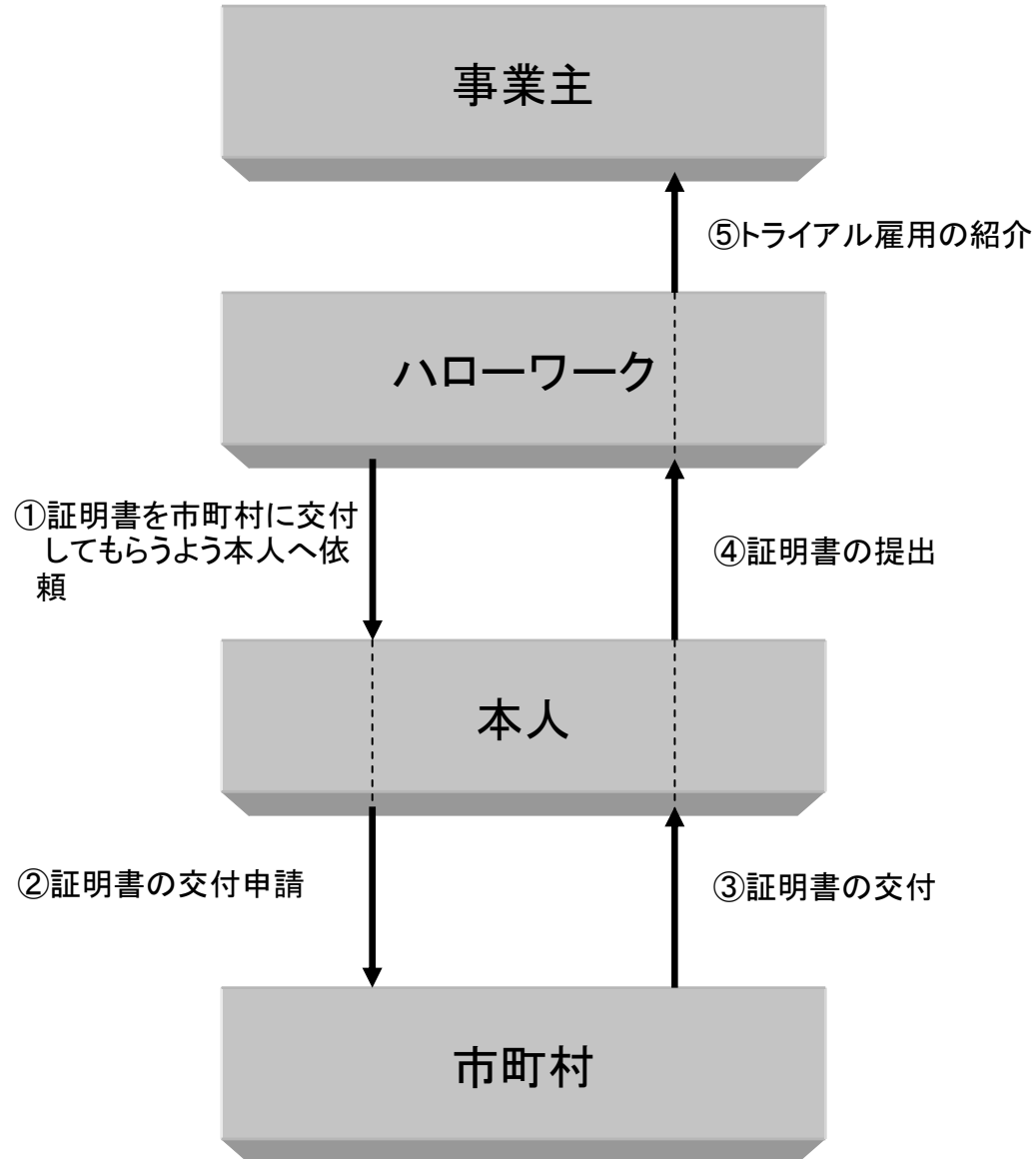
代表者氏名

所在地、電話番号

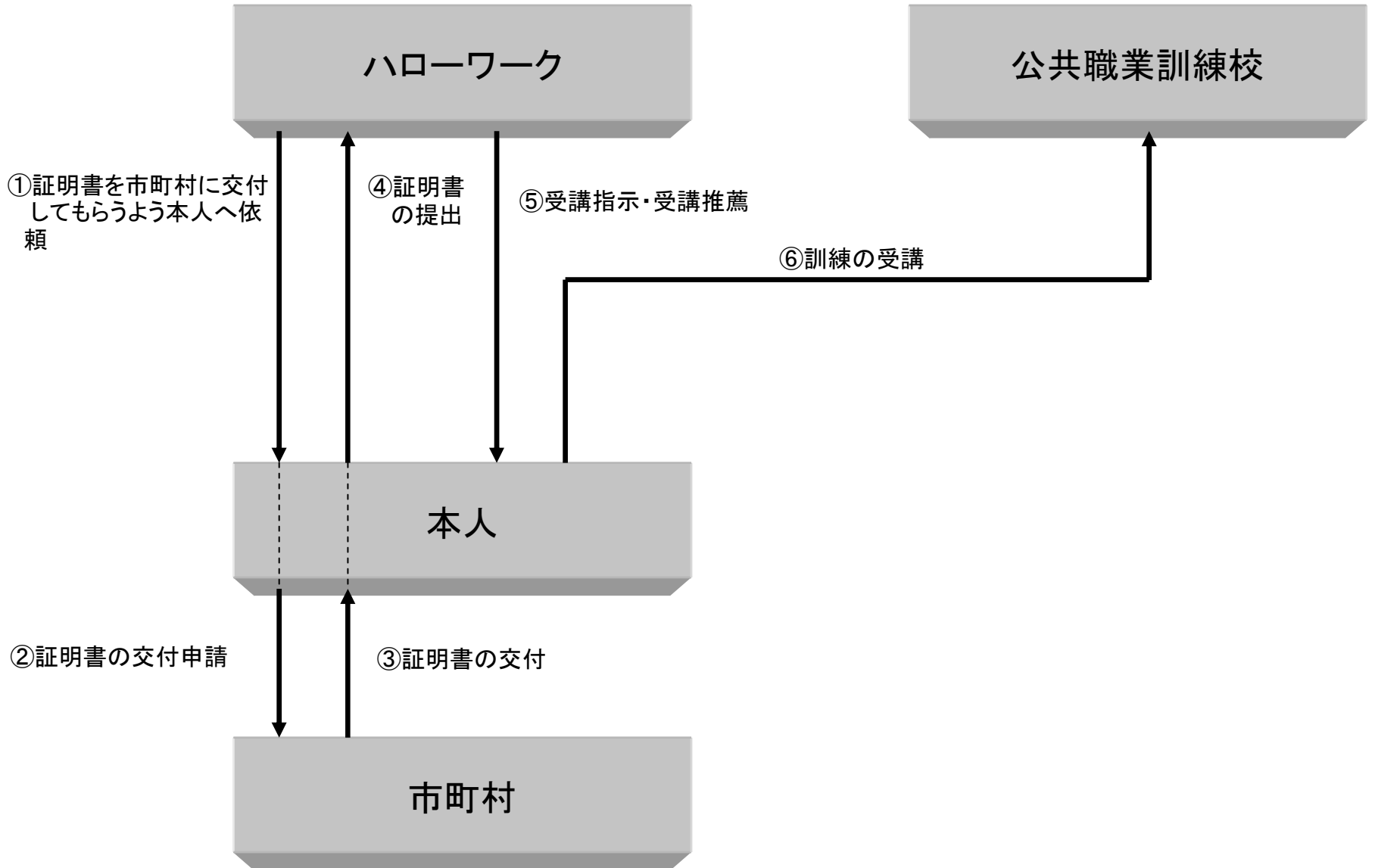
※1 母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者本人の氏名を記入すること。

※2 本人に同伴する児童の氏名を記入すること。（同伴する児童が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。）

市町村による「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第6条第1項第3号に該当する旨の証明」について【トライアル雇用の場合】



市町村による「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条
第1項第3号に該当する旨の証明」について【公共職業訓練受講(受講あつせん)の場合】



市町村による「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第6条第1項第3号に該当する旨の証明」について【特定求職者雇用開発助成金の場合】

